

令和８年 鰯ヶ沢町農業委員会 第１回定例総会会議録

令和８年１月１３日（火）午前１０時００分開議
鰯ヶ沢町役場 ２階委員会室

- １． 開 会
- ２． 会期の決定
- ３． 会議録署名者の指名及び書記の任命
- ４． 諸般の報告
- ５． 議案の上程
- ６． 議案の審議（許可・承認）
- ７． 閉 会
- ８． その他

◎出席委員 14名

1 番 神 文人	9 番 野呂 奈穂子
2 番 花田 清美	10 番 佐藤 松子
3 番 一戸 悦雄	11 番 木村 暢子
4 番 長谷川 貴輝	12 番 三上 三樹
5 番 大谷 大輝	13 番 工藤 清
6 番 木村 優仁	14 番 木村 賢一
7 番 今 仁司	
8 番 神 秀穂	

◎欠席委員 なし

事務局	1. 開会 ただ今より令和8年第1回定例総会を開会致します。 はじめに、木村会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は木村会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中14名でございます。 よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	「異議なし」という声あり
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を5番の大谷大輝委員、13番の工藤清委員をお願いします。 書記については事務局職員をお願いします。
議長	4. 諸般の報告

議長

諸般の報告を事務局お願いします。

事務局

報告第1号

令和7年12月9日、11日、12日

鰯ヶ沢町第4回定例会

場 所：鰯ヶ沢町役場 議場

出席者：木村会長、碓谷事務局長

報告第2号

令和7年12月11日

『農地の転用事実に関する照会』に対する調査

場 所：鰯ヶ沢町大字中村町字中山ノ井149番51

出席者：一戸委員、大谷委員、工藤推進委員

事務局：工藤

報告第3号

令和7年12月12日

令和7年度第2回西北地域農地中間管理事業推進連絡会議

場 所：鰯ヶ沢町役場 1階会議室 1

出席者：工藤、新保

報告第4号

令和7年12月17日

農地移動適正化あっせん委員会

場 所：鰯ヶ沢町役場 1階会議室 1

出席者：神委員、境谷推進委員、事務局（工藤、齋藤）

報告第5号

令和7年12月22日

農地法第3条許可申請に係る事前調査会

場 所：鰯ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田地内、建石字成沢地内、
中村町字中山ノ井地内、舞戸町字蒲生地内、種里町字前田地内

出席者：木村（暢）委員、野呂委員、川田推進委員

事務局：工藤、齋藤

報告第6号

令和7年12月22日

『農地の転用事実に関する照会』に対する調査

場 所：鰯ヶ沢町大字姥袋町字下夕野地内

出席者：木村（暢）委員、野呂委員、川田推進委員

事務局：工藤、齋藤

報告第7号

令和7年12月22日

農地法第4条許可申請に係る事前調査会

場 所：鰯ヶ沢町大字舞戸町字東禿地内

出席者：木村（暢）委員、野呂委員、川田推進委員

事務局：工藤、齋藤

それでは報告案件の2号について詳細を説明します。4頁をお開きください。

事務局	令和 7 年 11 月 27 日日付けで農地の転用事実に関する照会が青森地方法務局五所川原支局よりありましたので、下記のとおり調査、報告しております。 申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。 土地の所在は大字中村町字中山ノ井 149 番 51 登記地目は畑、面積は 115 m²となっております。 この土地について、宅地に地目変更する申請があったことから、照会があったものです。 調査については、12 月 11 日に現地確認をしており、その調査員として、一戸悦雄委員、大谷大輝委員、工藤豪諭推進委員の 3 名に判断していただいております。 申請者の代理人の立会いの下調査した結果、現地は数十年前から一部上宅が建設されており、一部宅地となっている状況にありました。 今回の申請については、現地調査にあたった委員 3 名とも非農地であると判断いたしました。 次に、農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの確認を依頼されました。このことにつきましては「農地法の運用について」第 4 の（3）の手続きに基づき、判断を行うこととなっております。 それでは報告案件の 6 号について詳細を説明します。 令和 7 年 12 月 9 日日付けで農地の転用事実に関する照会が青森地方法務局五所川原支局よりありましたので、下記のとおり調査、報告しております。 申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。 土地の所在は大字姥袋町字下夕野 37 番 登記地目は畑、面積は 1, 162 m²外 3 筆で、合計面積は 2, 529 m²となっております。 この土地について、山林に地目変更する申請があったことから、照会があったものです。 調査については、12 月 22 日に工区写真で現地確認をしており、その調査員として、木村暢子委員、野呂奈穂子委員、川田春實推進委員の 3 名に判断していただいております。 調査した結果、現地は数十年前から山林となっている状況にありました。 今回の申請については、現地調査にあたった委員 3 名とも非農地であると判断いたしました。 次に、農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの確認を依頼されました。このことにつきましては「農地法の運用について」第 4 の（3）の手続きに基づき、判断を行うこととなっております。 以上です
議長	5. 議案の上程 議案の上程を致します。 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

事務局	議案第 3 号 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成について 議案第 4 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について (農業経営を引き続き行っていることの証明) 以上 4 議案を上程致します。
議長	6. 議案の審議 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。 なお、番号 4 番・10 番・11 番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する私と長谷川貴輝委員が一時退席しますので議長を暫時の間、神文人職務代理者と交代いたします。
議場	(神職務代理者と議長交代)・(会長・長谷川貴輝委員退席)
議長 (神職務代理)	暫時の間、議長を勤めさせていただきます。 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可のうち、番号 4 番・10 番・11 番について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは番号 4 番・10 番・11 番についての説明に入ります。 8 ページをお開き下さい。 番号 4 番 農地の所在 大字北浮田町今須浜田 1 3 2 番 1 地 目 登記簿、現況ともに田 面 積 9 9 7 m² 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 売買による所有権移転 番号 10 番 農地の所在 大字湯舟町字七尾中崎 3 9 番 1 地 目 登記簿、現況ともに田 面 積 1, 8 0 5 m² 外 2 筆で合計面積 5, 0 0 2 m² 貸付人と借受人は記載のとおりです。 全部で 3 俵で契約 番号 11 番 農地の所在 大字小屋敷町字袖ヶ崎 2 1 7 番 1 地 目 登記簿、現況ともに田 面 積 5 1 0 m² 外 1 筆で合計面積 3, 2 3 0 m² 貸付人と借受人は記載のとおりです。 10a 当り 1 俵で契約

議長 (神職務代理)	それでは、番号４番・１０番・１１番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	(「異議なし」という声あり)
議長 (神職務代理)	異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第１号番号４番・１０番・１１番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長 (神職務代理)	全員賛成ですので議案第１号、番号４番・１０番・１１番について、原案のとおり許可することに決定いたします。 退席していた委員の着席をお願いします。 これで議長代理を終了させていただきます。
議場	(議長交代)・(会長・長谷川貴輝委員着席)
議長	続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、６ページをお開き下さい。 番号１番 農地の所在 大字種里町字前田１００番 地 目 登記簿、現況ともに田 面 積 １，３８１㎡ 外２筆で合計面積３，９８３㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 あっせん売買による所有権移転 番号２番 農地の所在 大字中村町字中山ノ井４３３番 地 目 登記簿、現況ともに田 面 積 ３５０㎡ 外１１筆で合計面積９，２９４㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 あっせん売買による所有権移転 番号３番 農地の所在 大字赤石町字中坪５６番２ 地 目 登記簿、現況ともに田 面 積 ３，４７３㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 売買による所有権移転 番号５番 農地の所在 大字中村町字中山ノ井４８８番 地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 220㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転

番号6番

農地の所在 大字中村町字下山ノ井83番

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 1,027㎡

外1筆で合計面積2,901㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転

番号7番

農地の所在 大字姥袋町字霜坂滝ノ下52番

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 2,537㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り1俵（玄米）で契約

番号9番

農地の所在 大字種里町字大津145番

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 2,085㎡

外4筆で合計面積12,413㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

全部で70,000円で契約

番号12番

農地の所在 大字舞戸町字蒲生34番4

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 3,486㎡

外3筆で合計面積9,116㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り1俵で契約

番号13番

農地の所在 大字舞戸町字蒲生47番

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 2,994㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り1俵で法定相続人と契約

番号14番

農地の所在 大字中村町字笠前47番

地 目 登記簿、現況ともに田

面 積 1,051㎡

外1筆で合計面積4,013㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り1俵で契約

事務局

番号 15 番
農地の所在 大字中村町字下清水崎 28 番 1
地 目 登記簿、現況ともに田
面 積 2,392 m²
外 4 筆で合計面積 7,522 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り 1 俵で契約

番号 16 番
農地の所在 大字中村町字中山ノ井 437 番
地 目 登記簿、現況ともに田
面 積 105 m²
外 4 筆で合計面積 2,039 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り 1 俵で契約

番号 17 番
農地の所在 大字中村町字上清水崎 43 番 1
地 目 登記簿、現況ともに田
面 積 2,748 m²
外 3 筆で合計面積 6,575 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り 1 俵で契約

番号 18 番
農地の所在 大字浜横沢町字応坂 4 番 1
地 目 登記簿、現況ともに田
面 積 608 m²
外 6 筆で合計面積 14,259 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
全部で 14.5 俵で契約

番号 19 番
農地の所在 大字中村町字山本 41 番 1
地 目 登記簿、現況ともに田
面 積 5,548 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約

番号 20 番
農地の所在 大字建石字成沢 54 番
地 目 登記簿、現況ともに畑
面 積 5,525 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
売買による所有権移転

議長

ただいまの番号 1 番、番号 2 番、については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった推進委員の境谷文春推進委員より、結果報告をお願いします。

境谷推進委員

1 件目の報告

それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。
議案第1号1番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の鰯ヶ沢町大字種里町字前田100番、地目、台帳・現況ともに田、面積は1,381㎡、外2筆で合計面積は3,983㎡の移動に関して、令和7年12月17日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の神秀穂委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を80万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約20万円となります。

②回目の報告

それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。

議案第1号2番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の鰯ヶ沢町大字中村町字中山ノ井433番、地目、台帳・現況ともに田、面積は350㎡、外11筆で合計面積は9,294㎡の移動に関して、令和7年12月17日午前10時30分から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の神秀穂委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を200万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約21万5千円となります。

以上です。

議場

それでは議案第1号について審議に入ります。

議長

議案第1号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第1号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第1号は、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第2号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案2号 について、18頁をお開きください。

農地法第4条第2項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第4条第2項の規定により許可申請のあった農地転用に係る転用の

事務局	許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。 番号 1 番 農地の所在 大字舞戸町字東禿 168 番 2 地 目 登記、現況ともに畑 面 積 244 m² 転用理由は一般住宅の建設であります。 申請地ですが、19 地図をご覧ください。 別紙地図のとおり、甲種農地、第一種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と判断（鰯ヶ沢町の平均的収量 小豆 104Kg/10a）当該地域の平均収量 70Kg/10a）申請地はその他の農地（第 2 種農地）と判断され、許可相当と認められます。 なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。
議長	ただいま事務局から議案第 2 号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった木村暢子委員より調査結果をお願いします。
木村暢子委員	現地調査報告及び意見書 令和 7 年 1 2 月 2 2 日、野呂奈穂子委員、川田春實推進委員、事務局とともに農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。 議案第 2 号をご覧ください。 申請者の住所、氏名は記載のとおりです。 申請地は舞戸町字東禿 168 番 2、面積は 244 平方メートル、登記簿地目、現況とも畑となっています。 また、申請場所・周辺の状況については、1 9 ページの図面をご覧ください。 今回の 4 条申請内容は、住宅を新築するための転用申請であります。 一般住宅の許可基準は宅地面積が 5 0 0 m²以内、建蔽率が 2 0 %以上となっております。土地利用計画図ではその基準を満たしております。 周囲の状況は、同人所有の畑であり、営農上の支障等はないものと見てまいりました。 また、資金関係にも問題はなく、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。 以上、報告を終わります。
議長	報告ありがとうございます。 それでは議案第 2 号について審議に入ります。 議案第 2 号についてご異議、ご質問を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決致します。 議案第 2 号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見については、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。 続きまして議案第3号農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成についての承認について事務局に説明を求めます。 なお、番号4番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する私が一時退席しますので議長を暫時の間、神文人職務代理者と交代いたします。
議場	(神職務代理者と議長交代)・(会長退席)
議長 (神職務代理)	暫時の間、議長を勤めさせていただきます。 議案第3号、農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成についての承認のうち、番号4番について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、番号4番農地利用集積等促進計画案に関する意見について説明いたします。 番号4 農地の所在 鯉ヶ沢町大字小屋敷町字浮橋252番2 地 目 登記簿 田 現 況 田 面 積 236㎡ 外4筆で合計面積は9,981㎡です。 再設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 あおり農業支援センター 利用目的 田 期 間 5年 賃借料 10a当り18,000円で契約しております。
議長 (神職務代理)	番号4番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長 (神職務代理)	異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第3号番号4番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お願いします。
議場	(全員挙手)
議長 (神職務代理)	全員賛成ですので議案第3号、番号4番について、原案のとおり許可することに決定いたします。 退席していた委員の着席をお願いします。 これで議長代理を終了させていただきます。

議場

(議長交代)・(会長着席)

議長

続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、番号1から説明いたします。

20ページをお開き下さい。

番号1

農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦荻町字上菖蒲沢96番1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 3,453㎡

外1筆で合計面積は10,444㎡です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

あおもり農業支援センター

利用目的 畑

期間 5年

賃借料 10a当り3,000円で契約しております。

番号2

農地の所在 鯉ヶ沢町大字長平町字谷口207番1

地目 登記簿 牧場

現況 畑

面積 8,933㎡

外1筆で合計面積は9,468㎡です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

あおもり農業支援センター

利用目的 畑

期間 5年

賃借料 10a当り3,000円で契約しております。

番号3

農地の所在 鯉ヶ沢町大字長平町字甲音羽山63番5

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,635㎡

外3筆で合計面積は7,140㎡です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

あおもり農業支援センター

利用目的 畑

期間 10年

賃借料 10a当り3,000円で契約しております。

番号5

農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字下山ノ井9番17

地目 登記簿 田

現況 田

事務局	面 積 1, 9 1 7 m² 外 3 筆で合計面積は5, 6 6 7 m²です。 再設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 あおもり農業支援センター 利用目的 田 期 間 1 0 年 賃借料 1 0 a 当り 1 0, 0 0 0 円で契約しております。
議長	それでは議案第 3 号について審議に入ります。 議案第 3 号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第 3 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして議案第 4 号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について事務局に説明を求めます。
事務局	2 2 ページをお開き下さい。 議案第 4 号について説明いたします。 議案第 4 号、贈与税の徴収猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営を引き続き行っていることの証明）について説明いたします。 贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 1 項の規定並びに地方税法附則 第 1 2 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求められていますので承認をお願いするものであります。一覧の受贈者については、いずれも農業経営を行っておりますので了承をお願いいたします。
議長	それでは議案第 4 号について審議に入ります。 議案第 4 号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第 4 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)

議長	全員賛成ですので議案第４号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明について原案のとおり承認することに決定をいたします。
議長	7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。 みなさんご協力ありがとうございました。 これをもちまして令和８年第１回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	8. その他 ・次回の総会は２月１０日（火）午前１０時に開催予定。 その他、特になければこれで全日程を終了いたします。 会 長 木 村 賢 一 会議録署名者 花 田 清 美 〃 神 秀 穂